

第 6 9 回

農業資材審議会飼料分科会及び

第 5 1 回

同飼料安全部会

農林水産省消費・安全局

第69回農業資材審議会飼料分科会及び第51回同飼料安全部会

令和8年6月5日（金）

10：00～10：46

第3特別会議室

（Web併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）飼料添加物の新規指定等

・ α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼ

（2）その他（報告事項）

①飼料中の農薬の規格の改正について

・ フェントエート

②ゲノム編集飼料の届出について

3. 閉 会

午前10時00分 開会

○吉戸課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第69回農業資材審議会飼料分科会及び第51回同飼料安全部会を開会いたします。

ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、カメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、事務局を務めさせていただきます吉戸でございます。よろしくお願いいたします。

本日の分科会でございますけれども、この会議室とウェブ形式の併用開催とさせていただいております。また、公開での開催ということで、傍聴の方々にも御参加を頂いております。

ウェブ会議形式で御出席いただいている委員の先生方におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります前に、畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長の太石より一言御挨拶を申し上げます。

○太石飼料安全・薬事室長 皆様、こんにちは。消費安全局畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長の太石でございます。

本日は御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から飼料安全行政に御指導、御支援賜っていること、この場をおかりしてお礼申し上げます。

本分科会が前回開催されました2月以降の情勢について、2点ほど御紹介させていただきます。

まず1点目ですが、抗菌性飼料添加物の扱いに関しまして、本分科会で御審議いただいた事項となりますが、3月30日付で「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」等の一部改正が公布、施行されました。

本改正は、薬剤耐性対策の推進と国際的な関心の高まりなどを受けまして、本分科会において抗菌性飼料添加物の取扱いの見直しなどについて御審議いただき、御了承いただいたものです。改正内容としましては、飼料添加物の新たな用途として「飼料中の栄養成分の本来の利用の確保」を新設しまして、寄生虫による生産性低下の防止を目的とする抗菌性飼料添加物について、用途の再分類を行いました。また、近年使用されておらず今後の使用も見込まれない抗菌性飼料添加物2剤、亜鉛バシトラシンとハロフジノンについて、

指定の取消しを行いました。

本改正は、飼料添加物の使用目的の明確化を図るとともに、国際的なAMR対策に対応する重要な見直しとなっております。

2点目ですが、BSE対策に係る飼料規制に関するものとなります。

3月25日付で「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の通知を一部改正いたしました。

肉骨粉等の牛への誤用、流用を防止する観点から、ペットフード用や肥料用の肉骨粉等の一部については、本通知に基づき、製造工程等が本通知に定める製造基準等に適合していることをFAMICにおいて確認しているところです。これまでは、その適合の証明には一定の有効期間が設けられており、事業者は期限ごとに更新手続を行う必要がありました。今般の改正により、この有効期間を廃止いたしました。1度適合が確認されたものについては、継続して有効なものとして取り扱うことにしております。

さて、本日の分科会では飼料添加物の新規指定等について御審議いただく予定となっております。また、その他報告事項としまして、飼料中の農薬の規格の改正等についてお伝えさせていただきます。委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見、御指導を頂けますと幸いです。

以上、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○吉戸課長補佐 それでは、これからの議事進行は小川分科会長にお願いいたします。

○小川分科会長 皆様、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から委員の出席状況、委員の利益相反の該当の有無について報告をお願いいたします。

○吉戸課長補佐 それでは、委員の出席状況の報告をさせていただきます。

委員15名のうち過半数の10名に御出席いただいております。農業資材審議会令第7条の規定に基づき、会議が成立していることを御報告いたします。

また、利益相反につきましては、事前に確認させていただいたところ、本日の議題に該当される委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○小川分科会長 ありがとうございます。

続きまして、事務局から会議の資料について説明をお願いいたします。

○吉戸課長補佐 委員の皆様は事前に送付させていただいたとおり、資料が1から3までございます。

会議室にお越しの委員の皆様は、タブレットを御覧ください。また、タブレットはTeamsでつないでおりますので、前のモニターが見つらいようでしたらタブレットのTeamsをお開きください。

もし資料の不足ですとか会議システムの不具合等ございましたら、事務局にお知らせをお願いいたします。

○小川分科会長 それでは、議事（1）飼料添加物の新規指定等、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼの説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼについて御説明させていただきます。

まず、「飼料添加物」でございますけれども、こちらは「飼料の品質の低下の防止」「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」「飼料が含む栄養成分の有効な利用の促進」「飼料が含む栄養成分の本来の利用の確保」このいずれかを目的として飼料に添加されるビタミン、酵素等のことを指しております。飼料安全法に基づき、農業資材審議会において飼料添加物としての効果や安全性などを確認した上で、農林水産省が指定することとされております。

指定の際には飼料添加物としての効果、更に家畜の健康、畜産物としての安全性を確保するため、使用する家畜の種類や添加量、製造方法などに関する基準・規格を定めることとなっております。

飼料添加物の指定までの流れを、こちらのスライドにお示しいたします。

最初に農林水産省に指定の要望を頂きましたら、農業資材審議会、厚生労働省、食品安全委員会に評価依頼をしております。農業資材審議会におきましては、飼料添加物効果安全性小委員会において効果と安全性、飼料添加物規格小委員会において規格・基準の審議を行い、飼料分科会で御審議を頂いております。

次に、今回御審議いただきます α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼの概要を御説明させていただきます。

α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼは、酵素 α -ガラクトシダーゼとキシラナーゼの合剤でございます。 α -ガラクトシダーゼは、大豆などの飼料原料に含まれる難消化性オリゴ糖の一種である α -ガラクトシドを分解する酵素でございます。キシラナーゼは、大

豆、とうもろこし、小麦などの飼料原料に含まれる非でんぷん質多糖類のキシランを加水分解する酵素でございます。

国内では平成8年に、キシラナーゼが「飼料に含まれる栄養成分の有効な利用の促進」を目的とする飼料添加物として指定されております。 α -ガラクトシダーゼにつきましては、飼料添加物としての指定は現在ございません。

本剤につきましては既に海外で使用されているものでございまして、EUをはじめとする米国等の諸外国において使用されている状況でございます。

次に、審議の内容でございますけれども、今回の要望といたしましては、*Aspergillus tubingensis*由来の α -ガラクトシダーゼと*Trichoderma orientale*由来のキシラナーゼの合剤を、ブロイラーを対象とします飼料添加物として指定することについてでございます。

それぞれの酵素を単体で取り扱うことが予定されていないことから、合剤として指定を要望されています。

用途は「飼料に含まれる栄養成分の有効な利用の促進」でございます。

推奨添加量としましては、酵素力として14～20 GALU/kg飼料及び18～25 AXC/kg飼料となっております。

本剤の審議の経過といたしましては、本年1月に、飼料添加物効果安全性小委員会において効果安全性の審議が行われております。規格につきましては、本年4月に、飼料添加物規格小委員会において省令に定める規格案の審議が行われております。

各小委員会での審議について、簡単に御説明させていただきます。

まず、効果に関する事項でございます。

効果に関する事項といたしまして、基礎的な試験として酵素の効果を示す温度及びpHについて、また、野外応用試験といたしましてブロイラーの試験が3試験提出されております。

次に、安全性に関する事項について御説明いたします。

毒性試験といたしましては、一般毒性をラットによる反復投与毒性試験により確認しております。遺伝毒性といたしましては、細菌を用いた復帰突然変異試験、ヒト末梢血リンパ球を用いた哺乳類細胞小核試験のデータが提出されまして、いずれも陰性の結果を確認しております。

また、対象家畜を用いた飼養試験として、ブロイラーを用いた試験が二つ提出されております。推奨添加量の10倍量であっても、いずれも有害な影響を及ぼさないことを確認し

ております。

これらの結果から、本剤につきましては「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を効果といたしまして、推奨添加量の範囲においてブロイラー用飼料へ添加することが適当であると判断されました。

次に、基準・規格について御説明させていただきます。

飼料添加物を指定する際には、家畜等の被害防止であつたり安全な畜産物を生産するという観点から、飼料添加物の成分や含まれる可能性のある不純物の量などについて基準・規格を設定しております。

今回、効果安全性小委員会において α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼの合剤を用いたデータを基に審議し、効果安全性が確認されたことから、基準・規格の方では、二つの酵素の合剤として用いることのみが可能となりますよう基準・規格を検討いたしました。

また、新たに基準・規格を設定する際には、既に指定されております飼料添加物や食品添加物等の基準・規格を参考にしております。今回は、既に飼料添加物として定められておりますほかの酵素の基準・規格を参考に検討しております。

こちらに、定める基準・規格の詳細をお示ししております。

簡単に御説明いたしますと、製造用原体といたしまして α -ガラクトシダーゼ、キシラナーゼそれぞれ酵素力、物理的・化学的性質、純度試験、乾燥減量、強熱残分、酵素力を測定するための試験法、製造、保存、表示の基準を定めるという内容としております。

まず、酵素力といたしましては、 α -ガラクトシダーゼが11,000 α -ガラクトシダーゼ単位、キシラナーゼが30,000キシラン糖化力単位としております。

物理的・化学的性質といたしましては、外観及び最大酵素活性を示すpHを定めております。

純度試験といたしましては、鉛、ヒ素、抗菌活性について御覧の数値を定めております。

そのほか乾燥減量、強熱残分、製造、保存、表示の基準を定める内容となっております。

製造の方法の基準におきましては、それぞれ酵素の生産菌及び製造工程を規定しております。

次に、製剤に定める基準・規格でございますけれども、本剤は、合剤として一つの製剤の基準・規格を設定することとしております。「製剤」と申しますのは製造用原体に賦形物質を混合したものでございまして、実際に飼料添加物の製品として流通し、使用される

ものとなっております。

また、今回 α -ガラクトシダーゼの酵素力を測定するための試験法といたしまして、新たに α -ガラクトシダーゼ試験法を定めることとしております。試験法の詳細は、実験の手順となりますので割愛させていただきますけれども、内容といたしましては、試料と基質を反応させ、酵素反応で生じた分解物を測定することにより酵素活性を測定するという方法となっております。

そのほか、試験法の設定に当たり必要となる試薬の規格を定めております。

また、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼを含有しております飼料の一般の成分規格として、今回確認されました効果安全性を反映し、含有する飼料を給与できる家畜等としてブロイラーを規定する案としております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○小川分科会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明について、飼料添加物小委員会での審議結果について川島委員、多田委員から補足を頂けますでしょうか。

まずは効果安全性小委員会での審議結果について、川島委員からよろしくお願いいたします。

○川島委員 飼料添加物効果安全性小委員会における審議結果を報告いたします。

α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼについて、提出されました資料を基に飼料添加物としての効果及び家畜に対する安全性について審議を行いました。

α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼは、飼料原料中に含まれる α -ガラクトシドを分解する酵素である α -ガラクトシダーゼと、飼料原料中に含まれるキシランを分解する酵素であるキシラナーゼの合剤で、飼料に添加することにより飼料効率の改善が期待されます。

効果については、提出された試験結果から、ブロイラーへの飼料効率の改善や増体の効果を確認しました。安全性については、鶏への適切な用量・用法にて使用される限りにおいては問題となるおそれがないと判断いたしました。

以上のことから、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼについて、「栄養成分の有効な利用の促進」を本剤の効果とし、ブロイラーを対象とする飼料に添加することは適当であると判断しました。

以上が飼料添加物効果安全性小委員会の審議結果の概要です。

○小川分科会長 川島委員、ありがとうございました。

それでは、規格小委員会での審議結果について、多田委員からよろしく願いいたします。

○多田委員 飼料添加物規格小委員会における審議結果を御報告します。

α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼについて、提出されました資料を基に、飼料添加物としての基準・規格の設定について審議を行いました。

基準・規格の設定項目については、飼料添加物として既に指定されている酵素の設定項目を参考に検討いたしました。これらの項目の数値につきましては、原体、製剤中の分析結果や海外における設定値等を参考に検討いたしました。

また、規格への適否を確認する試験法につきましては、適正であることを確認いたしました。

以上のことから、資料2の規格案を設定することは適当であると判断いたしました。

飼料添加物規格小委員会の審議結果の概要につきましては、以上となります。

○小川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお知らせください。いかがでしょうか。

○早川委員 日本生協連の早川です。

御説明ありがとうございました。

2点伺いたいと思います。

分科会の所掌から外れるかもしれませんが、この酵素はブロイラーに使用されるということで、人がブロイラーを食べる際の安全性についてはその酵素の特性上、特に問題ないと考えられているのか。報告書に特に記載がなかったので伺いました。

もう一点は、報告書上、添加量が酵素活性で示されているのですが、現場で飼料に添加する場合は、その飼料1 kg当たりの重量などで添加量が示されるのかをお伺いしたいと思います。

○事務局 御質問ありがとうございます。

まず1点目の、残留性の確認について回答させていただきます。

本剤は酵素でございますことから、構成成分はたんぱく質と考えられております。そのため、通常の飼料等から摂取されますたんぱく質と同様に消化管にて消化され、残留しないものと考えられたことから、残留性の試験につきましては省略することが効果安全性小

委員会において事業者から説明されまして、そちらの省略については了承を得ているところでございます。

2点目の、酵素の添加が質量であるか否かということでございますけれども、こちらにつきましては、実際に現場で使用される際には製剤の状態となります。

製剤につきましては、含量は表示量をベースに規定されておりまして、実際に様々な量の製剤を流通することが可能な状況となっております。そのため、一定の量ではなく、その製剤に含まれます含量によりまして、どのぐらいの質量を加えると適正な効果が得られるかは変わってくると考えられます。

そのため、小委員会におきましては、推奨添加量としまして酵素力ということでお示ししているところでございます。

なお、補足させていただきますと、要望事業者が現在諸外国で販売している製品につきましては、およそ350ppmから500ppmで飼料に添加することで推奨添加量に相当します酵素力活性を飼料に添加することができるものでございましたため、今回評価書に記載の効果を確認する試験では、そのような濃度にてブロイラーに添加したという試験をもって効果の確認を頂いているところでございます。

○小川分科会長 ありがとうございます。

このような説明でよろしいでしょうか。

○早川委員 了解しました。ありがとうございました。

○小川分科会長 その他、何か御質問等ございますでしょうか。

○奥委員 資料10ページの毒性試験のところで、眼科学的検査において「有意な差は認められなかった」と文章の方に記載があるんですけども、表5では「瞳孔の大きさが対照と比較して有意に大きかった」と書いておられます。これは有害事象でなく、問題なかったという議論だったということでしょうか。

○事務局 御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、表5の臨床検査の所見について御説明させていただきますけれども、こちらは最高用量群では同様の変化——瞳孔の拡大ですけれども、こちらが認められておらず、中用量、低用量の群でのみ差が見られていることから、用量反応性はないものと判断されております。

そのため、効果安全性小委員会でもこちらの変化については有害事象であるという懸念であったり議論、指摘はなく、試験全体として投与に起因する有害な事象はなかったと御

判断いただいているところでございます。

前の方の、眼科学的検査におきまして「有意な差は認められなかった」という記載でございますけれども、こちらについて少し補足させていただきますと、表5に記載されております「一般状態の観察」という項目とは別に、検眼鏡を用いた眼科学的検査が実施されています。そのため、こちらの眼科学的検査につきましては有意な変化が見られていないという記載となっております。

結論といたしますと、御指摘いただきました瞳孔の大きさを含めまして、試験全体として投与に起因する有害な事象はなかったという結論を頂いております。

○小川分科会長 ありがとうございます。

奥委員、よろしいでしょうか。

○奥委員 ありがとうございます。

○小川分科会長 そのほか何か御質問等ございますでしょうか。

ウェブの先生方も大丈夫ですか。

ありがとうございます。

それでは、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼにつきましては、審議の結果、原案を了承することとしてよろしいでしょうか。御意見等ありましたらお知らせください。

(異議なし)

○小川分科会長 ありがとうございます。

それでは、原案を了承することといたします。

続きまして、議事(1)飼料添加物の新規指定等の審議が終了しましたので、事務局は答申案を配付及び画面上に表示するようお願いいたします。

(答申案 配付)

○小川分科会長 それでは、答申案につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○吉戸課長補佐 議事(1)の先ほど御審議いただきました α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼにつきまして、答申案の説明をさせていただきます。

まずは画面上に表示しました答申案を読み上げさせていただきます。

8 資審第14号。

その下に仮として本日の日付を入れてございますが、令和8年6月5日。

農林水産大臣、鈴木憲和殿。

農業資材審議会長、小川久美子。

件名でございますが、「飼料添加物の指定並びに製造の方法等の基準及び成分の規格の設定等に係る諮問について（答申）」。

本文でございますが、令和８年１月９日付け７消安第5479号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

「記」でございますが、１と２がございます。

１、法第２条第３項の規定に基づき、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼを飼料添加物として指定することは適当と認める。

２、法第３条第１項の規定に基づき、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼの製造の方法等の基準及び成分の規格等を別紙のとおり設定することは適当と認める。

別紙につきましては先ほど担当から説明したとおりとなっておりまして、読み上げは割愛させていただきたいと思っております。

補足させていただきます。

こちらの１に、飼料安全法「第２条第３項の規定に基づき」とございますけれども、法第２条第３項におきましては、「飼料添加物」というのは飼料の品質の低下の防止等の用途に供することを目的として飼料に添加等の方法によって用いられるものとありまして、続きまして「農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するもの」と規定されてございます。

したがって、指定することについて適当かどうかについての記載となっております。

２でございますが、「第３条第１項の規定に基づき」とありますのは、本条項において、飼料、飼料添加物について規格や基準を定めることについて規定してございます。今回、規定に基づきまして、 α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼについて別紙のような規格・基準を設定することが適当かどうかについて記載しているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○小川分科会長　ありがとうございました。

この答申案につきまして、御意見、御質問等ございましたらお知らせください。いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

ないようでしたら、答申案につきましては原案どおりとしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

○小川分科会長 ありがとうございます。

それでは、本議事につきましては本日付で農林水産大臣に答申することといたします。
事務局、よろしくお願いいたします。

○吉戸課長補佐 答申を頂き、ありがとうございました。

それでは、所定の事務手続を進めさせていただきます。

○小川分科会長 審議事項は以上になりますが、議事(2)その他の報告につきまして、事務局からありますでしょうか。

○吉戸課長補佐 事務局から2点、報告事項がございます。

1点目は、飼料中の農薬、フェントエートの規格の改正についてでございます。2点目は、ゲノム編集飼料の届出についてでございます。こちらについて御報告させていただきます。

まず1点目の、飼料中の農薬、フェントエートの規格の改正について御説明いたします。

○事務局 よろしくお願いいたします。

まず初めに、資料を共有させていただきます。

私からは、飼料中の農薬、フェントエートの規格の改正について報告させていただきます。

また、資料につきましては、事前に委員の先生方に送付いたしまして内容を御確認いただいております。

まず、飼料中の残留農薬につきましては、食品衛生法でポジティブリスト制度が始まったときに、過去に調査した結果、輸入飼料原料から検出した事例がある農薬、畜産物への残留性が高い農薬を選定し、平成18年5月に飼料安全法において基準値を暫定的に定めるところでございます。その後、順次見直しを行っているところになります。

フェントエートの基準値につきましても暫定的なものとなっているため、今般、基準値の見直しにつきまして、令和8年3月11日に農業資材審議会家畜・養魚用飼料小委員会におきまして御審議を頂きましたので、御報告いたします。

まず、農薬フェントエートの概要について説明いたします。

フェントエートにつきましては、有機リン系の化合物に属する殺虫剤でございまして、昆虫体内でアセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することによって殺虫活性を示す剤となります。国内では1963年に初回農薬登録されまして、稲及び小麦などに対して適用があ

ります。

海外では、中国などで登録されている剤となります。

先ほど申し上げましたように、平成18年に飼料中の最大残留基準値を暫定的に設定していることから、農薬抄録や食品健康影響評価結果等に基づき、飼料中の基準値を見直すこととしたものです。

次に、フェントエートの国内外における残留基準についてになります。こちらは評価書の2ページにございます表1と同じものになります。

国内では、飼料中に表で示しましたように基準値が設定されておりまして、食品では小麦やとうもろこしなどに基準値が設定されております。なお、コーデックス委員会におきましては、飼料作物に係る基準値は設定されておられません。

続いて、フェントエートの許容一日摂取量についてになります。

食品安全委員会は、毒性試験で得られた無毒性量のうち最小値は犬を用いた2年間慢性毒性試験の0.29 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.0029 mg/kg体重/日をADIと設定しております。

続いて、代謝試験の結果をまとめたものとなります。評価書の2ページからとなります。

まず、作物代謝試験の結果についてですが、水稻の代謝試験におきまして、10%TRRを超えて残留する代謝物として代謝物Bが認められておりまして、動物代謝試験の結果におきましては、山羊におきまして代謝物B及びG-1、鶏におきまして代謝物B、L、Mが10%TRRを超えて認められております。

飼料中のフェントエートの分析方法についてですが、評価書の6ページからとなります。

飼料中のフェントエートの分析法につきましては、主に「飼料分析基準の制定について」に定められておりまして、ガスクロマトグラフ等を用いた分析法により、定量下限につきましては分析方法などにより異なりますが、0.02から0.1 mg/kgの範囲となっております。

一方、畜産物中のフェントエートの分析法については定められておりません。

続きまして、規制対象物質、暴露評価対象物質についてとなります。評価書の8ページからとなります。

規制対象物質、つまり飼料安全法におきまして基準値の対象とする物質でございますが、作物代謝試験の結果や先ほどの分析対象物質などを踏まえた上で、規制対象物質はフェントエートとすることが適当と考えられました。

暴露評価対象物質につきましても、家畜代謝試験により可食部の主な残留代謝物はB、L、

M及びG-1-1であり、代謝物B及びMはラットにおいて認められていること、代謝物Lは鶏の筋肉で認められましたが残留値は低いこと、G-1は山羊の肝臓、腎臓、筋肉で認められましたが、高極性成分に代謝されて速やかに排泄されるものと推察されたことから、暴露評価対象物質につきましてもフェントエートとすることが適当と考えられました。

次に、作物残留試験の結果となります。こちらは穀類と牧草の作物残留試験の結果をまとめたものとなります。評価書の8ページからとなります。

フェントエートにつきましては、いずれも基準値の見直しに必要なデータが十分になく、小麦におきまして食用の小麦が飼料に転用される可能性があることから、当面の間は飼料用小麦の基準値を、現行の0.4 mg/kgから食品と同じ0.5 mg/kgとすることとし、今後、最新の化学的知見に基づき、必要に応じて基準値の見直しを検討することとしております。

また、ほかの飼料原料につきましては、現行の基準値を維持する案としております。

その他の飼料の作物残留試験についてです。評価書の10ページからとなります。

大豆の作物残留試験におきましても十分な試験データはなく、コーデックス基準もないことから、飼料負荷量の算出に当たりましては大豆の食品衛生法上の基準値0.05 mg/kgを用いています。

続きまして、家畜残留試験の結果となります。評価書の11ページからとなります。

豚、肉用鶏及び採卵鶏にフェントエート0.2から10 mg/kg飼料相当を投与しまして、家畜残留試験を実施したところ、いずれの家畜及び投与群におきましても肝臓、筋肉、脂肪及び卵黄中のフェントエートは検出限界未満の結果となっております。

また、参考試験とし、乳牛にフェントエートを1.0 mg/kgの濃度で4週間混餌投与して乳移行試験を実施したところ、投与開始時から投与28日まで、いずれの採取時点におきましても乳試料中のフェントエートは検出限界未満の結果となっております。

次に、畜産物中の残留濃度の推定となります。評価書の11ページからとなります。

MRL案などの結果から、基準値案及び飼料中の最大残留濃度の推定に用いる値は本表のとおりとなっております。

また、残りの穀類や牧草につきましても、こちらの表のとおりとなっております。

牧草につきましてはデータも十分になく、コーデックス基準もないことから、今後、最新の化学的知見に基づき、必要に応じて基準値の設定を検討することとしています。

なお、稲わらにつきましては管理基準が設定されておりますので、予想飼料負荷量の算

出に当たりましては管理基準値を採用しております。

先ほどお示ししました数値を用いて推定した、各飼料中の最大残留濃度となります。

乳牛用飼料と肉牛用飼料の最大及び平均残留濃度は、2.05 mg/kg及び2.56 mg/kg、豚用飼料、採卵鶏用飼料、肉用鶏用飼料におきましては、それぞれ1.0 mg/kg、1.39 mg/kg、0.653 mg/kgとなりました。

次に、家畜代謝試験、家畜残留試験の結果及び飼料中の最大残留濃度から、畜産物中の最大残留濃度を推定いたしました。評価書の13ページからとなります。

フェントエートは食品衛生法に基づく畜産物の基準値は設定されていないため、一律基準0.01 mg/kgと比較しても、いずれの部位において超過する値は認められませんでした。

次に、暴露評価になります。評価書の14ページからとなります。

推定された残留値から暴露評価を行ったところ、ADIに対する比は最も高い幼小児におきましても66.1%であったことから、ヒトに健康影響を与える可能性は低いと考えられました。

基準値案のまとめとなります。評価書の14ページとなります。

飼料原料中のフェントエートの残留基準案につきましては、飼料の規制対象物質を親化合物であるフェントエートといたしまして、小麦の基準値につきましては、食用小麦の飼料への転用を考慮いたしまして0.4 mg/kgから0.5 mg/kgへ見直しを行い、ほかの飼料原料の基準値につきましては現行を維持する案としております。

以上、飼料中の農薬、フェントエートの規格の改正に係る報告となります。

○小川分科会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお知らせください。いかがでしょうか。

○早川委員 日本生協連の早川です。御説明ありがとうございました。

残留基準ですとか報告書の内容については特に意見はありませんが、ちょっと手続について伺いたいと思います。

食品安全委員会の評価はかなり前に出ている状況かと思えますけれども、この飼料の基準値の改正が今のタイミングになっていて、かなりタイムラグがあるのはなぜなのかを教えてください。

○事務局 御質問ありがとうございます。

食品安全委員会の評価から、確かに時間が空いているところになりまして、今回お示し

しましたように飼料中の基準値設定に係るデータが不足していたため、そのデータの収集等について検討を行っていたことから時間が経過したこととなります。

○早川委員 分かりました。結構です。ありがとうございます。

○小川分科会長 そのほか何か御質問等ございますか。

ウェブの先生方もよろしいですね。

ありがとうございます。

それでは、続きましてゲノム編集飼料の届出について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から御報告いたします。

まず、ゲノム編集飼料に関する届出制度の概要について御説明いたします。

少々お待ちください。

画面に共有いたしましたのは、ゲノム編集飼料等の届出手続の流れの図でございます。

ゲノム編集技術を利用して得られた飼料等については、流通に先立ち開発者等が農林水産省に届出することとしており、この制度は令和2年2月から開始いたしました。

フロー図の一番上から順を追いますと、飼料の開発者は自身が開発した品目がゲノム編集飼料あるいは遺伝子組換え飼料に該当するかについて、農林水産省に事前相談を行います。農林水産省では事前相談を受け、その内容を確認するとともに、遺伝子組換え飼料部会の意見を聴いた上で判断します。ゲノム編集飼料として届出に該当すると判断された場合、開発者等は農林水産省に届出を行い、農林水産省はその情報をホームページに公表いたします。

なお、遺伝子組換え飼料として安全性確認が必要であると判断された場合は、組換え飼料として申請を行い、農業資材審議会及び食品安全委員会において審議されます。

以上が届出制度の概要です。

続きまして、本年2月10日開催の前回の分科会以降、新たに届出を受理したゲノム編集飼料1件について御報告いたします。

ただいま共有しておりますのは、農林水産省のホームページでございます。ゲノム編集飼料は届出が受理されたものを当省のホームページにおいて公開しておりまして、今回新たに届出を受理いたしましたのは表の11番、褐変低減バナナでございます。

本品目につきましては、遺伝子組換え飼料部会において審議の上、ゲノム編集飼料に該当すると判断されたことから、本年3月24日に届出されました。

説明は以上でございます。

○小川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。

ウェブの先生もよろしいですね。

それでは、こちらも特に質問等はなしということで、次に移ります。

その他、事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

○吉戸課長補佐 事務局から御報告する事項は、以上でございます。

○小川分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのほか委員の皆様から連絡事項などがありますでしょうか。よろしいですね。

ありがとうございます。

それでは、本日の飼料分科会の議事は以上となりますので、議事進行を事務局にお返しいたします。

○吉戸課長補佐 小川分科会長、司会進行ありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日答申を頂いた事項につきましては、食品安全委員会の食品健康影響評価等を経ましてパブリックコメントや省令改正等の手続を進めさせていただきます。

また、御了承いただいた事項についても、御報告しました方向で進めていきたいと思えます。

なお、本会議の議事録でございますけれども、公開することとしております。後日、事務局の方で案を作成しまして委員の皆様にご確認いただきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第69回農業資材審議会飼料分科会及び第51回同飼料安全部会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午前10時46分 閉会